

放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律の改正案の概要

改正の趣旨

国際原子力機関 (IAEA) 等が各国の適切な規制のために定めた国際的に共通な標準値 (国際免除レベル) を導入することによる放射性同位元素の規制対象範囲の見直し等に伴う規制の合理化等を行う。

改正の概要

1. 科学的・合理的な国際標準の導入

設計認証を受けた機器に関する規制の合理化を図る。

設計認証を受けた機器のうち、特に危険性の小さいものについては、使用の届出も不要とする。

販売及び賃貸の業を許可制から届出制とし、自ら放射性同位元素を取り扱わない業者への規制の合理化等を図る。

危険性の小さな機器の施設検査及び定期検査を不要にする。

2. 管理面における安全性の向上

過去の事件事例等を踏まえ、定期検査において施設 (ハード) の安全性だけでなく、その使用方法 (ソフト) についても検査することとする。

使用者等に、放射線取扱主任者に定期的な講習を受けさせることを義務付ける。

3. 廃棄物埋設処分の規定の整備

放射性同位元素に係る廃棄物についても、最終的な処分に必要な廃棄体及び廃棄施設の確認に関する規定等を整備する。